

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 3 月 29 日

アインエック

申請者 氏名又は名称 株式会社 AINEQ
 住所 奈良県北葛城郡上牧町上牧3352番地の7
 フリガナ 代表取締役 井澤順一
 電話番号 0745-61-1133
 FAX番号 0745-61-8833
 メールアドレス aineq.igaku@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | | 22 | 広陵町 上下水道事業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | | 10 | 香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長 | | 17 | 磯城郡 水道企業団企業長 | ✓ | 24 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | | 11 | 葛城市 上下水道事業管理者 | ✓ | 18 | 高取町 水道事業管理者 | | 25 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 明日香村 水道事業管理者 | | 26 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |
| 6 | 桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 13 | 平群町 水道事業管理者 | | 20 | 上牧町 水道事業管理者 | ✓ | | | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | | 21 | 王寺町 水道事業管理者 | | | | |

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5年 3月 29日

申請者 氏名又は名称

株式会社 AINEQ
アイネック

住 所

〒639-0214 奈良県北葛城郡上牧町上牧3352番地の7

代表者氏名

代表取締役 井澤 順一
イナヅカ ジュンイチ

0745-61-1133

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

| 役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名 | |
|--------------------------------|-------------------|
| 氏 フ リ ガ ナ 名 | 氏 フ リ ガ ナ 名 |
| 代表取締役 井澤 順一 イナヅカ ジュンイチ | |
| 事業の範囲 | 管工事業 |
| 機械器具の名称、性能及び数 | 別表のとおり |

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

| | |
|--------------------------------|--|
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | 株式会社 アイネック AINEQ |
| 上記事業所の所在地 | 郵便番号 639-0214 住所 奈良県北葛城郡上牧町上牧 電話番号 0745-61-1133 FAX番号 0745-61-8833 メールアドレス aineq.igaku@gmail.com |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
| 井澤 順一 | 第86648号 |

| | |
|--------------------------------|--------------------|
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | |
| 上記事業所の所在地 | |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
| | |

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機械器具調書

令和 年 月 日 現在

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 3 月 29 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 AINEQ

住 所

奈良県北葛城郡上牧町上牧3352番地の17

代表者氏名

代表取締役 井學順一

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県北葛城郡上牧町上牧3352番地の7
株式会社AINEQ

| | |
|----------------------|--|
| 会社法人等番号 | 1500-01-022204 |
| 商 号 | 株式会社AINEQ |
| 本 店 | 奈良県北葛城郡上牧町上牧3352番地の7 |
| 公告をする方法 | 官報に掲載してます。 |
| 会社成立の年月日 | 平成30年4月9日 |
| 目的 | 1 管工事業 2 水道施設工事業 3 土木工事業 4 建築工事業 5 塗装工事業 6 防水工事業 7 とび・土工コンクリート工事業 8 石工事業 9 鋼構造物工事業 10 補装工事業 11 しゅんせつ工事業 12 さく井工事業 13 自動車運送事業及び貨物運送取扱事業 14 廃棄物・建設副産物の収集、運搬、処理、処分、再利用に関する事業 15 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業 16 前各号に附帯関連する一切の事業 |
| 発行可能株式総数 | 1000株 |
| 発行済株式の総数 並びに種類及び数 | 発行済株式の総数 500株 |
| 資本金の額 | 金500万円 |
| 株式の譲渡制限に関する規定 | 当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。 |
| 役員に関する事項 | 取締役 井 學 順 一 奈良県磯城郡田原本町大字鍵65番地の8 代表取締役 井 學 順 一 |

奈良県北葛城郡上牧町上牧3352番地の7
株式会社AINEQ

| | | |
|------------|----|---------------|
| 登記記録に関する事項 | 設立 | 平成30年 4月 9日登記 |
|------------|----|---------------|



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和5年 3月29日

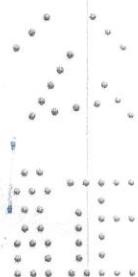
奈良地方法務局葛城支局

登記官

杉 本 孝 誠



株式会社 AINEQ 定款



平成 30 年 3 月 20 日 作成
平成 30 年 3 月 23 日 公証人認証
平成 年 月 日 会社成立

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社AINEQと称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 管工事業
- 2 水道施設工事業
- 3 土木工事業
- 4 建築工事業
- 5 塗装工事業
- 6 防水工事業
- 7 とび・土エコンクリート工事業
- 8 石工事業
- 9 鋼構造物工事業
- 10 舗装工事業
- 11 しゅんせつ工事業
- 12 さく井工事業
- 13 自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
- 14 廃棄物・建設副産物の収集、運搬、処理、処分、再利用に関する事業
- 15 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業
- 16 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県北葛城郡上牧町に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならぬ。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は、承認したものとみなす。

② 前項の承認を行わない場合、代表取締役は指定買取人を指定することができる。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株主の住所等の届出)

第11条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第12条 当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む）を引き受けける者の募集において、株主に当該株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その旨、その募集事項、及びその申込みの期日は、取締役の決定によって定める。

(基 準 日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告してそのための基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会を招集するには、会日より5日前までに、各株主に対して、その通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役が招集する。

- ② 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところによりその経過の要領およびその結果等を記載または記録した議事録を作成し、議長および出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第19条 当会社は、取締役1名以上を置く。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び社長)

第22条 当会社に取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とする。

② 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。
③ 社長は、当会社を代表し、当会社の業務を統括する。

(報酬等)

第23条 会社法第361条第1項に定める取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第24条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第25条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

② 剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第26条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は金500万円とする。

(成立後の資本金の額)

第27条 当会社の成立後の資本金の額は金500万円とする。

(最初の事業年度)

第28条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時取締役および設立時代表取締役)

第29条 当会社の設立時取締役および設立時代表取締役は、次のとおりとする。

奈良県磯城郡田原本町大字鍵65番地の8

設立時取締役および設立時代表取締役 井學順一

(発起人の氏名又は名称及び住所、割当てを受ける設立時発行株式の数等)

第30条 発起人の氏名又は名称及び住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

奈良県磯城郡田原本町大字鍵65番地の8

普通株式 500株 500万円 井學順一

第31条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

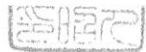
以上株式会社AINEQを設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成30年 3月20日

奈良県磯城郡田原本町大字鍵65番地の8

発起人 井學順一





平成 30 年第 9 号

定 款 認 証 書

株式会社 AINEQ の 発起人 井學 順一 の
代理人 上田 博康 ————— は本定款 2 通を
提出し本公司の面前において 被代理人が —————
その各通につき その記名押印を自認した旨陳述した

ここにこれを認証する —————

平成 30 年 3 月 23 日日本職役場において

奈良市内侍原町 6 番地 奈良県林業会館ビル 3 階

奈良地方法務局所属

公証人

松尾昭彦



定款は原本と相違ないことを証明します

令和5年4月3日



給水装置工事主任技術者証

免状番号 第86648号

交付年月日 平成10年 8月31日

本籍
奈良県

氏名 イカーブ シュンイチ

生年月日 昭和49年 5月 7日



財団法人 給水工事技術振興財团理事長

800 地図

奈良県北葛城郡上牧町上牧 3352-7

※ここにメモを入力できます。



(C)ZENRIN DataCom, (C)ZENRIN

©NTT Resonant Inc.

印刷できない場合はこちら

A4横

A4縦

道 路

自動販賣機

月 果 馬主車場

仓库

車務行

141

HILLIX

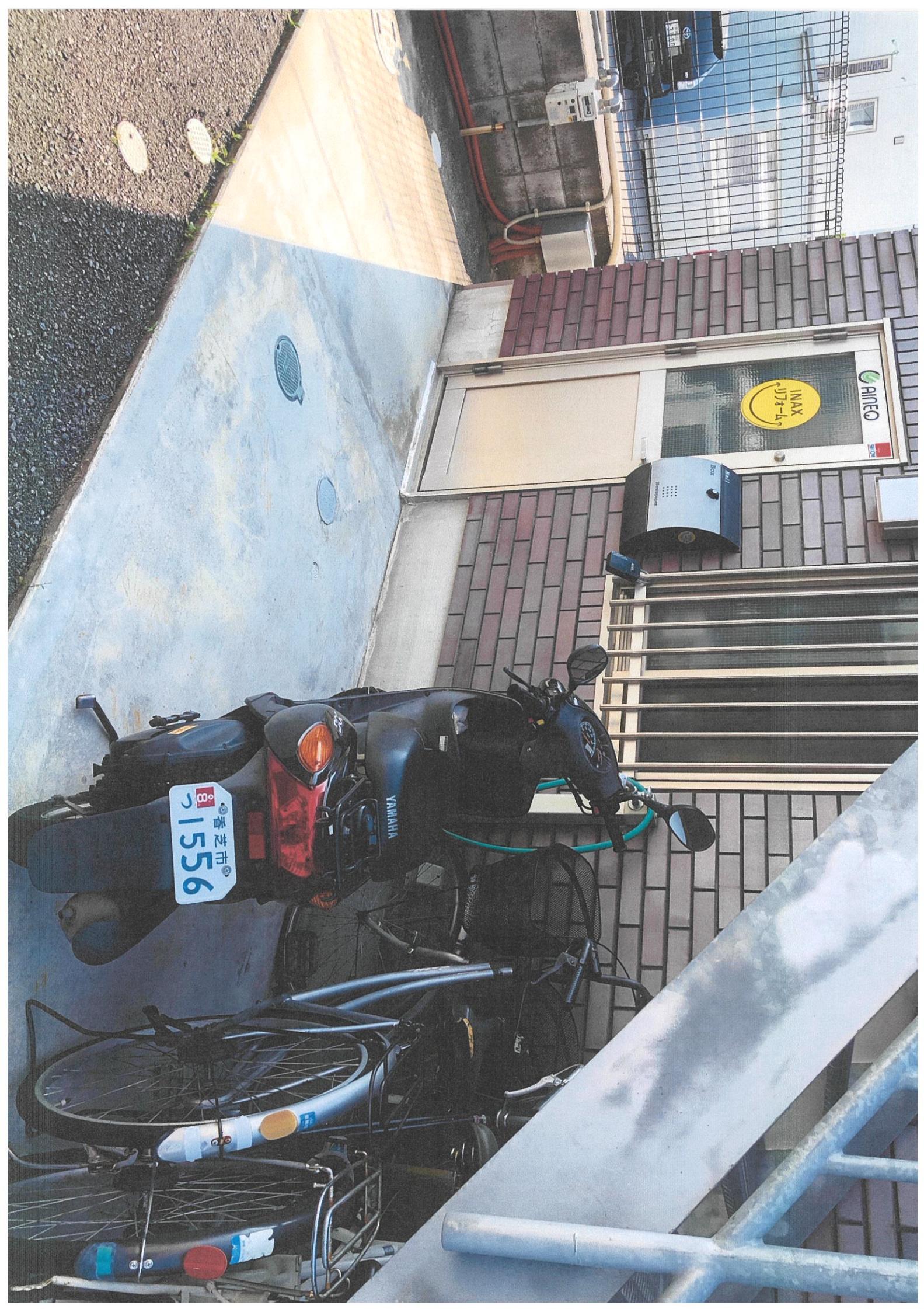
SECOM



INAX
リフター

SEON





ANEO

MAX
JET-L

SON



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 3 月 29 日

アイネック

申請者 氏名又は名称 株式会社 AINEQ

〒639-0214

住所 奈良県北葛城郡上牧町上牧3352番地の7

代表者氏名 代表取締役 井澤順一

電話番号 0745-61-1133

FAX番号 0745-61-8833

メールアドレス aineq.igaku@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | | 22 | 広陵町 上下水道事業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | | 10 | 香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長 | | 17 | 磯城郡 水道企業団企業長 | ✓ | 24 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | | 11 | 葛城市 上下水道事業管理者 | ✓ | 18 | 高取町 水道事業管理者 | | 25 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 明日香村 水道事業管理者 | | 26 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |
| 6 | 桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 13 | 平群町 水道事業管理者 | | 20 | 上牧町 水道事業管理者 | ✓ | | | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | | 21 | 王寺町 水道事業管理者 | | | | |

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和5年3月29日

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社 AINEQ
〒639-0214 奈良県北葛城郡上牧町上牧335番地の
代表取締役 井學順一

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任 の届出

解任

をします。

| | | |
|-----------------------------|--------------------|-----------|
| 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | 株式会社 AINEQ | |
| 上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 | 選任・解任の年月日 |
| 井學順一 | 第86648号 | |

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証

免状番号 第86648号
交付年月日 平成10年 8月31日
本籍 楽良県
フリガナ イカーブ・ユンイチ
氏名 井學 順一
生年月日 昭和49年 5月 7日



財団法人 給水工事技術振興財団理事長